

愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

新旧対照表(案)

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																																																																																																		
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																			
	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果																																																																																																																			
	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果																																																																																																																			
15	(略) 4 活断層に関する調査研究 (略) <u>(追加)</u>	(略) 4 活断層に関する調査研究 (略) <u>(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価</u> <u>[主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和2年(2020年)1月1日)]</u>	参考データの追加																																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="2">我が国の主な 活断層における 相対的評価^(注4)</th> <th colspan="3">地震発生確率^(注1)</th> <th rowspan="2">地震後 経過率^(注2)</th> <th colspan="2">平均活動間隔</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>色</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>最新活動時期</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">愛知県</td> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯)^(注5)</td> <td rowspan="5">びろぶやま・ えなさん-さな げやまだんそ うたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td></td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000年~12,000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td></td> <td>不明^(注3)</td> <td>不明^(注3)</td> <td>不明^(注3)</td> <td>不明^(注3)</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A*ランク</td> <td></td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~6%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200年~14,000年</td> <td>約7,600年前~5,400年前</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td></td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>40,000年程度</td> <td>約14,000年前頃</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)^(注5)</td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td></td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td rowspan="3">いせわんだん そうたい</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td></td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度</td> <td>概ね1000年前~500年前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td></td> <td>ほぼ0%~ 0.002%</td> <td>ほぼ0%~ 0.004%</td> <td>ほぼ0%~ 0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度</td> <td>概ね2,000年前~1,500年前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A*ランク</td> <td></td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度</td> <td>概ね6,500年前~5,000年前</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>ぎふ-いちの みやだんそ うたい</td> <td colspan="10">活断層ではないと判断される。</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔		ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期	最新活動時期	愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注5)	びろぶやま・ えなさん-さな げやまだんそ うたい	6.8程度	Aランク		0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度	不明	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク		不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明	不明	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A*ランク		ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年	約7,600年前~5,400年前	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度	約14,000年前頃	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注5)	7.4程度	Aランク		0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度	不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだん そうたい	7.2程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度	概ね1000年前~500年前	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	6.9程度	Zランク		ほぼ0%~ 0.002%	ほぼ0%~ 0.004%	ほぼ0%~ 0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度	概ね2,000年前~1,500年前	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A*ランク		0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度	概ね6,500年前~5,000年前	岐阜-一宮断層帯	ぎふ-いちの みやだんそ うたい	活断層ではないと判断される。										
都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた					長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔																																																																																																							
			ランク	色	30年以内	50年以内		100年以内	最新活動時期	最新活動時期																																																																																																											
愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注5)	びろぶやま・ えなさん-さな げやまだんそ うたい	6.8程度	Aランク		0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度	不明																																																																																																										
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク		不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明	不明																																																																																																										
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A*ランク		ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年	約7,600年前~5,400年前																																																																																																										
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度	約14,000年前頃																																																																																																										
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注5)		7.4程度	Aランク		0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度	不明																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだん そうたい	7.2程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度	概ね1000年前~500年前																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク		ほぼ0%~ 0.002%	ほぼ0%~ 0.004%	ほぼ0%~ 0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度	概ね2,000年前~1,500年前																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A*ランク		0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度	概ね6,500年前~5,000年前																																																																																																										
	岐阜-一宮断層帯	ぎふ-いちの みやだんそ うたい	活断層ではないと判断される。																																																																																																																		
			<p>注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。 ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。 ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。 ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。 ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。</p>																																																																																																																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱													
19	1 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) </td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> (略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の 建設 を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	県警察	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (略)	1 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) </td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> (略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 南海トラフ地震に関連する情報等 を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 南海トラフ地震に関連する情報等 を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の 設置 を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報 又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意） が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	県警察	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 南海トラフ地震に関連する情報等 を含む。）の伝達を行う。 (略)	南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正
機関名	内容														
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の 建設 を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)														
県警察	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (略)														
機関名	内容														
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 南海トラフ地震に関連する情報等 を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 南海トラフ地震に関連する情報等 を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の 設置 を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報 又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意） が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)														
県警察	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 南海トラフ地震に関連する情報等 を含む。）の伝達を行う。 (略)														
20	2 市町村 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報	2 市町村 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報	南海トラフ地震に関連する情報				
機関名	内容														
市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報														
機関名	内容														
市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報														

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考																
		<p>（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。</p> <p>(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>		<p>（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。</p> <p>(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u>等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(20) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u>が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p><u>(21) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u></p>	<p>等の運用開始に伴う修正及び名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>																
21	3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関		<p>対策の追加及び業務内容の変更に伴う修正</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 892 477 932">機関名</th> <th data-bbox="483 892 1104 932">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 936 477 1007">(略)</td> <td data-bbox="483 936 1104 1007">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1011 477 1123">東海財務局</td> <td data-bbox="483 1011 1104 1123">(略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1128 477 1168">(略)</td> <td data-bbox="483 1128 1104 1168">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1173 477 1430">名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="483 1173 1104 1430"> <p><u>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u></p> <p><u>(2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)		東海財務局	(略) <u>(追加)</u>	(略)	(略)	名古屋地方気象台	<p><u>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u></p> <p><u>(2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 892 1361 932">機関名</th> <th data-bbox="1368 892 1989 932">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 936 1361 1007">(略)</td> <td data-bbox="1368 936 1989 1007">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1011 1361 1123">東海財務局</td> <td data-bbox="1368 1011 1989 1123">(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1128 1361 1168">(略)</td> <td data-bbox="1368 1128 1989 1168">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1173 1361 1430">名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="1368 1173 1989 1430"> <p><u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p><u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p><u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>	(略)	(略)	名古屋地方気象台
機関名	内容																				
(略)	(略)																				
東海財務局	(略) <u>(追加)</u>																				
(略)	(略)																				
名古屋地方気象台	<p><u>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u></p> <p><u>(2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ</u></p>																				
機関名	内容																				
(略)	(略)																				
東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>																				
(略)	(略)																				
名古屋地方気象台	<p><u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p><u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p><u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の</u></p>																				

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考	
		<p><u>るなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u></p> <p>(3) <u>愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u></p> <p>(4) <u>都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u></p> <p>(5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u></p>		<p><u>整備に努める。</u></p> <p>(4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p> <p>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p>		
	東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。	東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車 <u>及び臨時災害放送局用設備</u> の貸与を行う。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
27	5 指定公共機関		5 指定公共機関		<p>(独) 都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正</p> <p>南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴</p>	
機関名	内 容		機関名	内 容		
(略)	(略)		(略)	(略)		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>独立行政法人都市再生機構</u>	<p>(1) <u>関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u></p> <p>(2) <u>国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u></p>		
日本銀行	(略)		日本銀行	(略)		
日本赤十字社	(1) <u>東海地震注意情報の発表に伴い</u> 、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確		日本赤十字社	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考
		<p>認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>		<p>の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>(2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u></p> <p>(3) 医療、助産、<u>死体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<p>中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</p>	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、<u>(追加)</u>又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>中部電力株式会社 <u>(※1)</u>、株式会社 <u>JERA</u>、関西電力株式会社 <u>(※2)</u>、電源開発株式会社 <u>(※3)</u></p>	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、<u>並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合</u>又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p> <p><u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p> <p><u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う修正 中部電力(株)、関西電力(株)及び電源開発(株)の分社、(株)JERAの指定公共機関への指定に伴う修正</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
34	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 （略）	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 （略）	表記の整理
35	(2) 防災ボランティア活動の支援 ア （略） イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	(2) 防災ボランティア活動の支援 ア （略） イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	
	(3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、 <u>平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等</u> との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	(3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、 <u>平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等</u> との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	
35	2 県（防災安全局、関係局）における措置 （略）	2 県（防災安全局、関係局）における措置 （略）	表記の整理
	(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、 <u>防災に関するNPO</u> 、消防団、婦人（女性）消防（防災）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への <u>取り組み</u> に対し、必要な支援を行うものとする。	(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、 <u>NPO・ボランティア関係団体等</u> 、消防団、婦人（女性）消防（防災）クラブ、企業、学校など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への <u>取組</u> に対し、必要な支援を行うものとする。	
35	3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が <u>防災に関するNPO</u> 、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が <u>NPO・ボランティア関係団体等</u> 、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	表記の整理

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
36	<p>(略)</p> <p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、<u>ボランティア団体</u>との意見交換に努める。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力の<u>ボランティア関係団体（協力団体）</u>にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 県及び市町村は、防災訓練等において<u>ボランティア関係団体</u>の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>県及び市町村は、<u>ボランティア関係団体</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との意見交換に努める。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力の<u>NPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）</u>にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 県及び市町村は、防災訓練等において<u>協力団体</u>の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>県及び市町村は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
37	<p>(3) <u>ボランティア関係団体</u>との連携</p> <p>震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、<u>県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u></p>	<p>(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携</p> <p><u>県及び市町村は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化</u></p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>ボランティア関係団体</u>との連携に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><u>の推進等に関する協定</u>を締結した団体を構成員とした「<u>防災のための愛知県ボランティア連絡会</u>」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。</p> <p>また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携に努める。</p> <p>（略）</p>	
	<p>第3節 企業防災の促進</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p>	
38	<p>（略）</p> <p>2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討すると</p>	<p>（略）</p> <p>2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）<u>等</u>を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制<u>等</u>の整備</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討すると</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	ともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。	ともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。 <u>また、県及び市町村は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u>	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
40	(略) 2 耐震改修促進計画 (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。	(略) 2 耐震改修促進計画 (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の 特定 既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。	表記の整理
41	(略) 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (略) (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略) エ 市町村の耐震改修費補助事業への助成 <u>耐震改修促進法</u> に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成するものとする。 (略)	(略) 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (略) (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略) エ 市町村の耐震改修費補助事業への助成 <u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」</u> に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成するものとする。 (略)	表記の整理
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
42	(略) 2 道路施設 (略) (2) 緊急輸送道路の指定 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防	(略) 2 道路施設 (略) (2) 緊急輸送道路の指定 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防	対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																				
	<p>災対策を実施する。 緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 312 1075 821"> <tr> <td data-bbox="237 312 495 392">第1次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="495 312 1075 392">県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 392 495 509">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="495 392 1075 509">第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 509 495 552" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="495 509 1075 552" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 552 495 663">(参考) 緊急用河川敷道路</td> <td data-bbox="495 552 1075 663">庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 663 495 821">くしの歯ルート</td> <td data-bbox="495 663 1075 821">津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)</td> </tr> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路	くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	<p>災対策を実施する。 緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 312 1964 821"> <tr> <td data-bbox="1126 312 1384 392">第1次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="1384 312 1964 392">県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 392 1384 509">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="1384 392 1964 509">第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 509 1384 552"><u>第3次緊急輸送道路</u></td> <td data-bbox="1384 509 1964 552"><u>その他の道路（※）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 552 1384 663">(参考) 緊急用河川敷道路</td> <td data-bbox="1384 552 1964 663">庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 663 1384 821">くしの歯ルート</td> <td data-bbox="1384 663 1964 821">津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)</td> </tr> </table> <p><u>(※)「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。</u></p> <p>(略)</p>	第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	<u>第3次緊急輸送道路</u>	<u>その他の道路（※）</u>	(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路	くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路																						
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																						
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路																						
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)																						
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路																						
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路																						
<u>第3次緊急輸送道路</u>	<u>その他の道路（※）</u>																						
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路																						
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)																						
	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p>																					
46	<p>1 施設管理者等における措置 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>1 施設管理者等における措置 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。<u>また、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u></p>	令和元年房総半島台風（台風第15号）による教訓を踏まえた修正																				
47	<p>4 上水道</p>	<p>4 上水道</p>	表記の整理																				

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
49	<p>(1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波危険地域や避難道路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>6 下水道 (略)</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立 県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 復旧体制の確立 下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。 <u>(追加)</u></p> <p>(6) 民間団体の協力 県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、被災後の</p>	<p>(1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>6 下水道 (略)</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立 県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。 ◆ 附属資料第15「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」</p> <p>(略)</p> <p>(5) 復旧体制の確立 下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。 ◆ 附属資料第15「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」</p> <p>(6) 民間団体等の協力 県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
53	<p><u>状況調査（管内テレビカメラ調査）等</u>への支援体制を確立する。</p> <p>また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>8 農地及び農業用施設</p> <p>（略）</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>ポンプ場について、日本下水道被災後の状況調査等</u>への支援体制を確立する。</p> <p>また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定書」</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県・日本下水道事業団災害支援協定」</p> <p>（略）</p> <p>8 農地及び農業用施設</p> <p>（略）</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、<u>防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第4節 文化財の保護</p>	<p>第4節 文化財の保護</p>	
54	<p>1 県（<u>教育委員会</u>）及び市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>6 応急協力体制</p> <p>県は、市町村<u>教育委員会</u>の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応</p>	<p>1 県（<u>県民文化局</u>）及び市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>6 応急協力体制</p> <p>県は、市町村の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体</p>	<p>愛知県の組織改正に伴う修正等</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	急協力体制の確立を図るものとする。	制の確立を図るものとする。	
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
58	県（都市整備局）、市町村における措置 （略）	県（都市整備局、 建築局 ）及び市町村における措置 （略）	実施機関の追加 及び表記の整理
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
58	県（都市整備局）、市町村における措置 （略）	県（都市整備局） 及び 市町村における措置 （略）	表記の整理
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
59	県（都市整備局、 建築局 ）、市町村における措置 （略）	県（都市整備局、 建築局 ） 及び 市町村における措置 （略）	表記の整理
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
64	県（ 建築局 ）及び市町村における措置 （略） （4）宅地危険箇所の耐震化 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 （略）	県（ 建築局 ）及び市町村における措置 （略） （4）宅地危険箇所の耐震化 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ 及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップ を作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 （略）	防災基本計画の 修正を踏まえた 修正
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
65	1 県（ 建設局 、 農林基盤局 ）における措置 （略）	1 県（ 建設局 、 建築局 、 農林基盤局 ）における措置 （略）	表記の整理
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
74	（略） 1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 （1）市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、 適正かつ円滑・迅速に	（略） 1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 （1）市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月 改定 ：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、 円滑かつ迅速に 災	防災基本計画の 修正及び愛知県 地域強靱化計画 の改訂を踏まえ

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																		
	<p>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 （略） ア（略） イ（略） ウ（略）</p> <p>（略）</p>	<p>害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 （略） ア（略） イ（略） ウ（略）</p> <p><u>また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>た修正</p>																		
	<p>第7章 避難行動の促進対策</p>																				
76	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 1198 1010 1437"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市町村、県</td> <td>(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識の普及	<p>■ 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1137 1198 1899 1437"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市町村、県、 <u>名古屋地方 気象台</u></td> <td>(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県、 <u>名古屋地方 気象台</u>	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識の普及	<p>実施機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識の普及																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県、 <u>名古屋地方 気象台</u>	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識の普及																			

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	(略)	
	第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備	第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備	
76	<u>(追加)</u>	(略) 3 県（防災安全局）、市町村及びライフライン事業者における措置 <u>県、市町村及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
79	市町村及び県（防災局、関係局）における措置	市町村、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置	実施機関の追加
80	(略) (2) 避難のための知識の普及 <u>市町村及び県</u> は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (略)	(略) (2) 避難のための知識の普及 <u>市町村、県及び名古屋地方気象台</u> は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (略)	
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
81	市町村における措置	市町村における措置	対策の追加
82	(略) (2) 指定避難所の指定 (略) <u>(追加)</u> <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>(追加)</u>	(略) (2) 指定避難所の指定 (略) <u>イ</u> <u>上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> <u>市町村は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u></p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p><u>エ 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u></p> <p>(略)</p>													
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策													
83	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p>	表記の整理												
84	<p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや<u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるため</u>の体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p>													
	第10章 津波等予防対策	第10章 津波等予防対策													
90	<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 1353 1010 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1140 1353 1899 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			実施機関の追加
区分	機関名	主な措置													
(略)															
区分	機関名	主な措置													
(略)															

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年 6 月修正）		修正案（令和 2 年 6 月修正予定）		備考
	第 3 節 津波防災知識の普及 (略)	県、関係市町村 関係市町村 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第 3 節 津波防災知識の普及 (略)	県、関係市町村、 <u>名古屋地方気象台</u> 関係市町村 (略)	
	第 1 節 津波対策に係る地域の指定等		第 1 節 津波対策に係る地域の指定等		
91	(略) 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定 県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成 26 年 11 月 26 日公表） <u>◆附属資料第 13「津波浸水想定」</u> また、同法第 53 条第 1 項及び第 2 項に基づき、次の 26 市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。 <u>（令和元年 5 月 30 日事前公表済）</u> 名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 <u>（追加）</u> (略)	(略) 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定 県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成 26 年 11 月 26 日公表） <u>（削除）</u> また、同法第 53 条第 1 項及び第 2 項に基づき、次の 26 市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。 <u>（令和元年 7 月 30 日指定）</u> 名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 <u>◆附属資料第 1-19「津波浸水想定・津波災害警戒区域」</u> (略)	津波災害警戒区域の指定に伴う表記の整理		
	第 2 節 津波防災体制の充実		第 2 節 津波防災体制の充実		
91	(略) 2 関係市町村における措置 関係市町村は、 <u>津波危険地域</u> 及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や <u>津波危険地域</u> の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。	(略) 2 関係市町村における措置 関係市町村は、 <u>津波危険地域・津波災害警戒区域</u> 及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や <u>津波危険地域・津波災害警戒区域</u> の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。	津波災害警戒区域の指定に伴う修正		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
92	<p>(略)</p> <p>(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。<u>また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 津波災害警戒区域内に<u>ある</u>地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で<u>市町村地域防災計画に定める施設</u>（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</p> <p>(略)</p>	<p>愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正</p> <p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正</p>
	第3節 津波防災知識の普及	第3節 津波防災知識の普及	
93	<p>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 一般向け</p> <p>ア 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 県（防災安全局、関係局）、<u>関係市町村及び名古屋地方気象台</u>における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 一般向け</p> <p>ア 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <p><u>(ウ)「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。</u></p> <p><u>(エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するので</u></p>	<p>他計画等との整合性を図るため修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
93	<p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 関係市町村における措置</p> <p>関係市町村にあつては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。</p>	<p><u>はななく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 関係市町村における措置</p> <p>関係市町村にあつては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。</p>	津波災害警戒区域の指定に伴う修正
	第11章 広域応援体制の整備	第11章 広域応援体制の整備	
	第2節 広域応援体制の整備	第2節 広域応援体制の整備	
96	<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>(略)</p>	対策の追加
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
100	■ 基本方針	■ 基本方針	対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																								
	<p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 579 1010 855"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>県、市町村、 県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(略)	(略)			<p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。<u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1140 579 1899 855"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>県、市町村、 県警察、<u>名古屋地方気象台</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察、 <u>名古屋地方気象台</u>	(略)	(略)			<p>実施機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(略)																									
(略)																											
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察、 <u>名古屋地方気象台</u>	(略)																									
(略)																											
	<p>第1節 防災訓練の実施</p>	<p>第1節 防災訓練の実施</p>																									
103	<p>(略)</p> <p>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>(略) 県（防災局）や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>(略) 県（防災安全局）や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>																								
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>																									
103	<p>県（防災安全局、関係局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等に</p>	<p>県（防災安全局、関係局）、市町村、<u>県警察及び名古屋地方気象台</u>における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等に</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>対策の追加及び表記の整理</p>																								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>ついて啓発する。</p> <p>また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p><u>イ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>オ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p> <p><u>カ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u></p> <p><u>キ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>ク 正確な情報の入手</u></p> <p><u>ケ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u></p> <p><u>コ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p><u>サ 警報等や避難勧告等の意味と内容</u></p> <p><u>シ 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p>	<p>ついて啓発する。</p> <p>また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～テについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</u></p> <p>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p><u>イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p> <p><u>ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u></p> <p><u>エ 警報等や避難勧告等の意味と内容</u></p> <p><u>オ 正確な情報の入手</u></p> <p><u>カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u></p> <p><u>キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p><u>ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p><u>コ 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u></p> <p><u>シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p><u>ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p><u>セ 避難生活に関する知識</u> <u>ソ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u> <u>タ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u> <u>チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>セ 東海地震の予知に関する知識</u> <u>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> <u>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> <u>チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>テ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第3節 防災のための教育</p>	<p>第3節 防災のための教育</p>	
105	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局）における措置 県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) 地震に関する基礎知識 <u>(2) 東海地震の予知に関する知識</u> <u>(3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> <u>(4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(5) 予想される地震及び津波に関する知識</u> <u>(6) 職員等が果たすべき役割</u> <u>(7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(8) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局）における措置 県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) 地震に関する基礎知識 <u>(2) 予想される地震及び津波に関する知識</u> <u>(3) 職員等が果たすべき役割</u> <u>(4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(5) 東海地震の予知に関する知識</u> <u>(6) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> <u>(7) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u> <u>(8) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p>	<p>表記の整理及び南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	(略)	<p><u>(9) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(10) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p>(略)</p>													
	第14章 災害救助基金の管理	第14章 災害救助基金の管理													
109	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害発生に際し、県が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助基金の管理</td> <td>県</td> <td>1 災害救助基金の積立及び管理運用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	災害救助基金の管理	県	1 災害救助基金の積立及び管理運用	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害発生に際し、<u>県及び救助実施市</u>が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助基金の管理</td> <td><u>県及び救助実施市</u></td> <td>1 災害救助基金の積立及び管理運用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	災害救助基金の管理	<u>県及び救助実施市</u>	1 災害救助基金の積立及び管理運用	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
区分	機関名	主な措置													
災害救助基金の管理	県	1 災害救助基金の積立及び管理運用													
区分	機関名	主な措置													
災害救助基金の管理	<u>県及び救助実施市</u>	1 災害救助基金の積立及び管理運用													
	災害救助基金の管理	災害救助基金の管理													
109	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>災害発生に際し、県が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。</p>	<p>1 県（防災安全局）<u>及び救助実施市</u>における措置</p> <p>災害発生に際し、<u>県及び救助実施市</u>が<u>それぞれ</u>災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。</p>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正												
109	<p>2 基金の積立額</p> <p>(1) 県は、災害救助法第22条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。</p> <p><u>(2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 基金の積立額</p> <p><u>県及び救助実施市</u>は、災害救助法第22条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため<u>それぞれ</u>災害救助基金を積み立てておくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正												
	第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応													
110	<u>(追加)</u>	<u>(追加の記載内容は別紙のとおり)</u>	対策の追加												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																				
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																					
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																					
111	<p>■ 基本方針 （略） <u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（追加）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td><u>2</u>(1) 救助の実施 <u>2</u>(2) 県が行う救助の補助</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td><u>3</u> 救助の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	（略）			第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>（追加）</u>		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>		市町村	<u>2</u> (1) 救助の実施 <u>2</u> (2) 県が行う救助の補助		日本赤十字社愛知県支部	<u>3</u> 救助の実施	<p>■ 基本方針 （略） <u>○ 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>救助実施市</u></td> <td><u>2</u>(1) 災害救助法の適用 <u>2</u>(2) 救助の実施 <u>2</u>(3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>2</u>(4) 災害救助法が適用された場合の留意事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>市町村（救助実施市を除く）</u></td> <td><u>3</u>(1) 救助の実施 <u>3</u>(2) 県が行う救助の補助</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td><u>4</u> 救助の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	（略）			第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u>		<u>救助実施市</u>	<u>2</u> (1) 災害救助法の適用 <u>2</u> (2) 救助の実施 <u>2</u> (3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>2</u> (4) 災害救助法が適用された場合の留意事項		<u>市町村（救助実施市を除く）</u>	<u>3</u> (1) 救助の実施 <u>3</u> (2) 県が行う救助の補助		日本赤十字社愛知県支部	<u>4</u> 救助の実施	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
（略）																																							
第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>（追加）</u>																																					
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																					
	市町村	<u>2</u> (1) 救助の実施 <u>2</u> (2) 県が行う救助の補助																																					
	日本赤十字社愛知県支部	<u>3</u> 救助の実施																																					
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
（略）																																							
第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u>																																					
	<u>救助実施市</u>	<u>2</u> (1) 災害救助法の適用 <u>2</u> (2) 救助の実施 <u>2</u> (3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>2</u> (4) 災害救助法が適用された場合の留意事項																																					
	<u>市町村（救助実施市を除く）</u>	<u>3</u> (1) 救助の実施 <u>3</u> (2) 県が行う救助の補助																																					
	日本赤十字社愛知県支部	<u>4</u> 救助の実施																																					

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																	
112	<p>1 県（防災局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方气象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>（略）</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方气象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、株式会社J E R A、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>（略）</p>	<p>表記の整理</p> <p>実施機関の追加</p>																
113	<p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>（略）</p> <p>（非常配備体制）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th><u>参集</u>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td> <p>○準備体制</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>○警戒体制</p> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	<u>参集</u> 基準	第1 非常配備	（略）	第2 非常配備	<p>○準備体制</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>○警戒体制</p> <p>（略）</p>	第3 非常配備	（略）	<p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>（略）</p> <p>（非常配備体制）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th><u>配備</u>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td> <p>○準備体制</p> <p>（略）</p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></p> <p><u>○準備強化体制</u></p> <p><u>・災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u></p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u></p> <p>○警戒体制</p> <p>（略）</p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u></p> </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	<u>配備</u> 基準	第1 非常配備	（略）	第2 非常配備	<p>○準備体制</p> <p>（略）</p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></p> <p><u>○準備強化体制</u></p> <p><u>・災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u></p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u></p> <p>○警戒体制</p> <p>（略）</p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u></p>	第3 非常配備	（略）	<p>非常配備体制の見直しに伴う修正</p>
区分	<u>参集</u> 基準																		
第1 非常配備	（略）																		
第2 非常配備	<p>○準備体制</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>○警戒体制</p> <p>（略）</p>																		
第3 非常配備	（略）																		
区分	<u>配備</u> 基準																		
第1 非常配備	（略）																		
第2 非常配備	<p>○準備体制</p> <p>（略）</p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></p> <p><u>○準備強化体制</u></p> <p><u>・災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u></p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u></p> <p>○警戒体制</p> <p>（略）</p> <p><u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u></p>																		
第3 非常配備	（略）																		

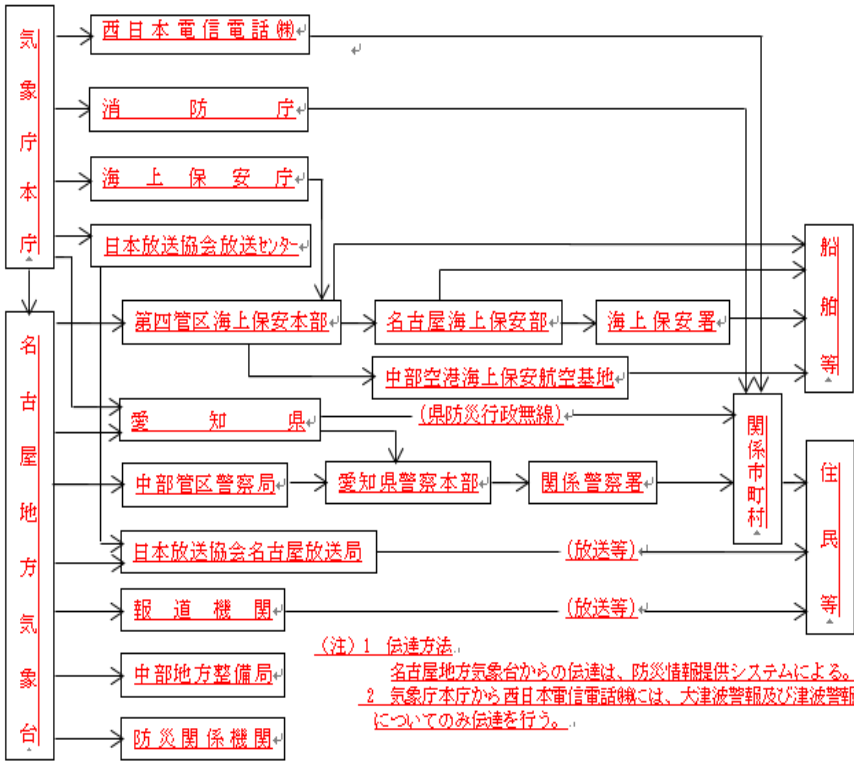
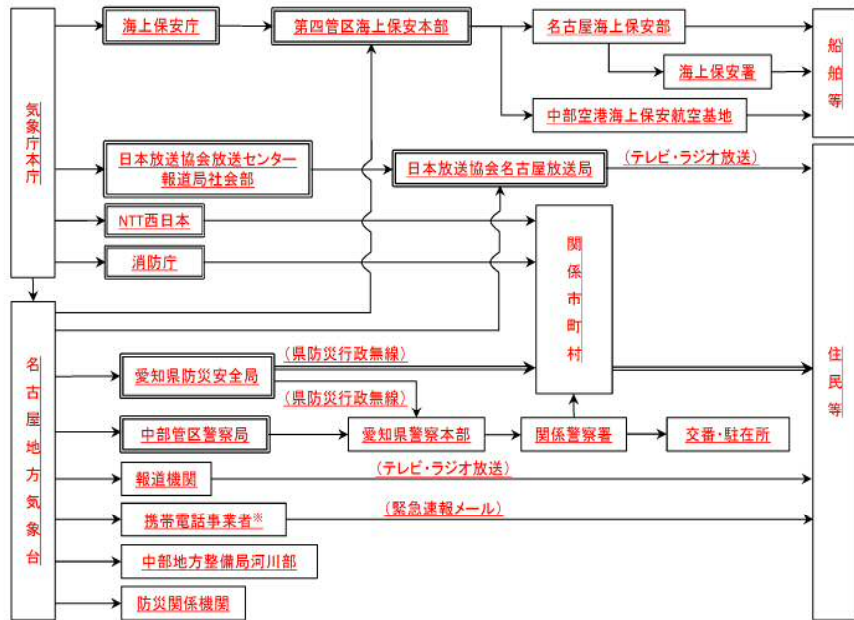
地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	(略)	
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
115	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（<u>救助実施市を除く。以下この節において同じ。</u>）の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p>
116	<p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。</p> <p><u>(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u> 知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</p> <p>2 救助実施市における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 <u>救助実施市の長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法を適用する。</u></p> <p>(2) 救助の実施 <u>救助実施市の長は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、救助実施市の定める規則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、救助実施市の長は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</u></p> <p>(3) 日本赤十字社愛知県支部への委託</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
116	<p>2 市町村における措置（災害救助法第13条）</p> <p>(1) 救助の実施 市町村長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</p> <p>(2) 県が行う救助の補助 市町村長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p>	<p><u>救助実施市の長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、救助実施市の長は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>3 市町村における措置（救助実施市を除く）（災害救助法第13条）</p> <p>(1) 救助の実施 市町村長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</p> <p>(2) 県が行う救助の補助 市町村長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
116	<p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）</p> <p>日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、<u>医療及び助産</u>を行う。</p>	<p>4 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）</p> <p>日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事<u>及び救助実施市の長</u>の委託を受けて、<u>次に掲げる事項</u>を行う。</p> <p><u>(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。</u></p> <p><u>(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。</u></p>	<p>災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p>
	<p>第2章 避難行動</p> <p>第1節 津波警報等の伝達</p>	<p>第2章 避難行動</p> <p>第1節 津波警報等の伝達</p>	
118	<p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 津波警報等</p>	<p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 津波警報等</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
120	<p>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <p>(注) 1 伝達方法、名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 気象庁本庁から西日本電信電話には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。<u>(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)</u></p> <p>(略)</p> <p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(略)</p>	<p>緊急速報メールの配信開始等に伴う修正</p>
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	災害情報の収集・伝達・広報	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
127	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、関係局）の措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) ライフライン事業者への情報提供</p> <p>県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、関係局）の措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) ライフライン事業者への情報提供</p> <p>県は、情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による</u>情報提供に努める。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
141	<p>(略)</p> <p>4 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・<u>支部</u>（東三河総局・県民事務所等）へも連絡すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災<u>安全局</u>）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（東三河総局・県民事務所等）へも連絡すること。</p> <p>(略)</p>	愛知県災害対策実施要綱の改正に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
143	<p>(略)</p> <p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。</p> <p>エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。</p> <p>オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。</p>	<p>(略)</p> <p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。</p> <p>エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。</p> <p>オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。</p>	表記の整理
144	<p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	<p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	
144	<p>4 ボランティア団体等との連携</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p>	<p>4 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>県及び市町村は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u></p>	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
144	<p>5 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(略)</p>	<p>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p>(略)</p>	
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保	
145	<p>(略)</p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等</p>	<p>(略)</p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等</p>	対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）							修正案（令和2年6月修正予定）							備考
	要件等	1 地区 防災活動拠点	2 地域防 災活動拠 点	3 広域 防災活 動拠点	4 中核広 域防災活 動拠点	5 航空広 域防災活 動拠点	6 臨海 広域防 災活動 拠点	要件等	1 地区 防災活 動拠点	2 地域防 災活動拠 点(※)	3 広域 防災活 動拠点	4 中核広 域防災活 動拠点	5 航空広 域防災活 動拠点	6 臨海 広域防 災活動 拠点	
	設置主 体	市町村	県及び政 令市	県及び 政令市	県			設置主 体	市町村	県及び政 令市	県及び 政令市	県			
	(略)							(略)							
	◆ 附属資料第6「防災活動拠点」 <u>(追加)</u>							◆ 附属資料第6「防災活動拠点」 <u>※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。</u>							
	第5章 救出・救助対策							第5章 救出・救助対策							
148	■ 基本方針 ○ 市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。 (略)							■ 基本方針 ○ 市町村長（災害救助法が適用された場合は、 <u>知事及び救助実施市の長並びに</u> 知事の事務の一部を行うこととされた市町村長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。 (略)							災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
	第1節 救出・救助活動							第1節 救出・救助活動							
150	(略) 9 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、 <u>当該事務は市町村長</u> への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」							(略) 9 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は <u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u> への委任を想定しているため、当該市町村（ <u>救助実施市を除く。</u> ）が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 ほか							表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
<p>160</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン、透析リエゾン</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>リエゾン委嘱に伴う修正及び表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																										
160	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 				<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 			<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</u> ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○<u>地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</u> ○<u>医療救護班への派遣要請</u> ○<u>医薬品等の確保</u> ○<u>DPATの派遣要請</u> ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健所設置市（救助実施市を除く）</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○<u>DPATの派遣要請</u> ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村（救助実施市を除く）</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健活動及び心のケア</u> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</u> ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○<u>地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> 				<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</u> ○<u>医療救護班への派遣要請</u> ○<u>医薬品等の確保</u> ○<u>DPATの派遣要請</u> ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> 			保健所設置市（救助実施市を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○<u>DPATの派遣要請</u> ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> 				<ul style="list-style-type: none"> ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> 			市町村（救助実施市を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 				<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健活動及び心のケア</u> 			<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																									
県	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																												
		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																											
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																									
県	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</u> ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○<u>地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> 																																												
		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</u> ○<u>医療救護班への派遣要請</u> ○<u>医薬品等の確保</u> ○<u>DPATの派遣要請</u> ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> 																																											
保健所設置市（救助実施市を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○<u>DPATの派遣要請</u> ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> 																																												
		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>DIHEATの派遣及び派遣要請</u> 																																											
市町村（救助実施市を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																												
		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健活動及び心のケア</u> 																																											

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 209 331 300">拠点病院 会・災害 地元医師</td> <td data-bbox="331 209 763 300"> <ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td data-bbox="763 209 1093 300"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 300 331 391">指定医療 機関</td> <td data-bbox="331 300 763 391"> <ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動 </td> <td data-bbox="763 300 1093 391"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 391 331 481">日本赤十字 社愛知 支部</td> <td data-bbox="331 391 763 481"> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 </td> <td data-bbox="763 391 1093 481"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 481 331 598">県医師会</td> <td data-bbox="331 481 763 598"> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整 </td> <td data-bbox="763 481 1093 598"></td> </tr> </table>	拠点病院 会・災害 地元医師	<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 		指定医療 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動 		日本赤十字 社愛知 支部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 		県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整 		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 209 1220 300">拠点病院 会・災害 地元医師</td> <td data-bbox="1220 209 1653 300"> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td data-bbox="1653 209 1982 300"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 300 1220 391">指定医療 機関</td> <td data-bbox="1220 300 1653 391"> <ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動 </td> <td data-bbox="1653 300 1982 391"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 391 1220 481">日本赤十字 社愛知 支部</td> <td data-bbox="1220 391 1653 481"> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 </td> <td data-bbox="1653 391 1982 481"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 481 1220 598">県医師会</td> <td data-bbox="1220 481 1653 598"> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整 </td> <td data-bbox="1653 481 1982 598"></td> </tr> </table>	拠点病院 会・災害 地元医師	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 		指定医療 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動 		日本赤十字 社愛知 支部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 		県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整 		
拠点病院 会・災害 地元医師	<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																										
指定医療 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動 																										
日本赤十字 社愛知 支部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 																										
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整 																										
拠点病院 会・災害 地元医師	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																										
指定医療 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動 																										
日本赤十字 社愛知 支部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 																										
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整 																										
161	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 699 394 735">区分</th> <th data-bbox="394 699 584 735">機関名</th> <th data-bbox="584 699 1093 735">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 735 394 1428">第1節 医療救護</td> <td data-bbox="394 735 584 1428">県</td> <td data-bbox="584 735 1093 1428"> 1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 災害医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>(追加)</u> 1(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(9) 県域を越えた協力体制の確立 1(10) DPAT県調整本部の設置 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	県	1(1) 災害 医療調整本部及び 地域災害 医療 対策 会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 災害 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>(追加)</u> 1(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(9) 県域を越えた協力体制の確立 1(10) DPAT 県調整本部の設置 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 699 1283 735">区分</th> <th data-bbox="1283 699 1473 735">機関名</th> <th data-bbox="1473 699 1982 735">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 735 1283 1428">第1節 医療救護</td> <td data-bbox="1283 735 1473 1428">県</td> <td data-bbox="1473 735 1982 1428"> 1(1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 保健医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 1(8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	県	1(1) 保健 医療調整本部及び 保健 医療 調整 会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 保健 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 1(8) 地域 医療搬送実施のためのSCUの設置 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>												
区分	機関名	主な措置																									
第1節 医療救護	県	1(1) 災害 医療調整本部及び 地域災害 医療 対策 会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 災害 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>(追加)</u> 1(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(9) 県域を越えた協力体制の確立 1(10) DPAT 県調整本部の設置 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 医療救護	県	1(1) 保健 医療調整本部及び 保健 医療 調整 会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 保健 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 1(8) 地域 医療搬送実施のためのSCUの設置 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請																									

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考	
		(追加)	(追加)	救助実施市	2(1) 保健医療調整会議の設置 2(2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 2(3) 医療機関との情報共有	
	市町村	2(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 2(2) 地域災害医療対策会議への参画		市町村（救助実施市を除く）	3(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 3(2) 保健医療調整会議への参画	
	地元医師会、災害拠点病院	3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2) 臨機応急な医療活動 3(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）		地元医師会、災害拠点病院	4(1) 保健医療調整会議への参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）	
	DMA T 指定医療機関	4 DMA T の活動		DMA T 指定医療機関	5 DMA T の活動	
	日本赤十字社愛知県支部	5(1) 災害医療調整本部への参画 5(2) 医療救護活動の実施		日本赤十字社愛知県支部	6(1) 保健医療調整本部への参画 6(2) 医療救護活動の実施	
	県医師会	6(1) 災害医療調整本部への参画 6(2) 医療救護活動の実施 6(3) 地区医師会との調整 6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集		県医師会	7(1) 保健医療調整本部への参画 7(2) 医療救護活動の実施 7(3) 地区医師会との調整 7(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集	
	第2節 防疫・保健衛生	県、市町村	防疫・保健衛生活動の実施	第2節 防疫・保健衛生	県、保健所設置市、市町村（保健所設置市を除く）	8 防疫・保健衛生活動の実施
		(追加)	(追加)	県、保健所設置市	9 DHEAT の派遣及び派遣要請	
	第1節 医療救護			第1節 医療救護		
161	1 県（保健医療局）における措置 (1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置			1 県（保健医療局）における措置 (1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置		表記の整理、対策の追加及び災

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
162	<p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害医療調整本部における医療情報収集</p> <p>県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) 市町村、医療機関との情報共有</p> <p>県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置</p> <p>県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</p> <p>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師</p>	<p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 保健医療調整本部における医療情報収集</p> <p>県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) 市町村、医療機関との情報共有</p> <p>県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置</p> <p>県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</p> <p><u>(8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u></p> <p><u>県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、SCUを設置する。</u></p> <p>(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</p> <p>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師</p>	<p>害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正等</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
162	<p>会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立 (略)</p> <p><u>(10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）県調整本部の設置</u> <u>県は、災害医療調整本部の下に、DPAT県調整本部を設置する。</u></p> <p>(11) 愛知DPATの派遣 ア 県は、必要があると認めるときは、<u>DPAT先遣隊</u>を派遣する。 (略)</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県<u>災害</u>医療調整本部等設置要綱」 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 市町村における措置</p>	<p>会、県歯科医師会、<u>県看護協会</u>、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(10) 県域を越えた協力体制の確立 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) 愛知DPATの派遣 ア 県は、必要があると認めるときは、<u>DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊</u>を派遣する。 (略)</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県<u>保健</u>医療調整本部等設置要綱」 (略)</p> <p>2 救助実施市における措置</p> <p>(1) <u>保健医療調整会議の設置</u> <u>救助実施市は、自らの市域における医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> <u>救助実施市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等、並びに県保健医療調整本部に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護所を設置し、地域の医療体制確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>医療機関との情報共有</u> <u>救助実施市は、保健医療調整会議において、所管区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u></p> <p>3 市町村（救助実施市を除く）における措置</p>	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>災害救助法に係</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p>	<p>る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
163	<p>3 地元医師会、災害拠点病院における措置</p> <p>(1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>4 地元医師会、災害拠点病院における措置</p> <p>(1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
163	<p>4 DMA T 指定医療機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>5 DMA T 指定医療機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
163	<p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事が行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」</p>	<p>6 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約」</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
163	<p>6 県医師会における措置</p> <p>(1) 県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整する。</p> <p>(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部</p>	<p>7 県医師会における措置</p> <p>(1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。</p> <p>(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
163	<p>への情報提供に努める。</p> <p>7 その他の医療救護関係機関における措置 （略） <u>（追加）</u></p>	<p>への情報提供に努める。</p> <p>8 その他の医療救護関係機関における措置 （略） ◆ 附属資料第15「災害時の看護救護活動に関する協定書（県対県看護協会）」</p>	表記の整理
163	<p>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等 （略）</p>	<p>9 医療救護班及びDPATの編成・派遣等 （略）</p>	表記の整理
164	<p>9 救急搬送の実施 （略）</p>	<p>10 救急搬送の実施 （略）</p>	表記の整理
164	<p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏ごとに設置される<u>地域災害医療対策</u>会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>地域災害医療対策</u>会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、<u>災害医療調整</u>本部に調達を要請する。</p> <p>(3) <u>災害医療調整</u>本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。 （略）</p>	<p>11 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏<u>等の区域</u>ごとに設置される<u>保健医療調整</u>会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>保健医療調整</u>会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、<u>保健医療調整</u>本部に調達を要請する。</p> <p>(3) <u>保健医療調整</u>本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。 （略）</p>	表記の整理
165	<p>11 血液製剤の確保</p>	<p>12 血液製剤の確保</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県 災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県 保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p>	
165	<p>1.2 医薬品等の適正使用に関する活動</p> <p>(略)</p>	<p>1.3 医薬品等の適正使用に関する活動</p> <p>(略)</p>	表記の整理
165	<p>1.3 医療機関等における活動の支援</p> <p>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>(略)</p>	<p>1.4 医療機関等における活動の支援</p> <p>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
165	<p>1.4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p>1.5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
166	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</p> <p>ア 県に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</p> <p>ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、</p>	表記の整理及び対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 応援体制</p> <p>ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、<u>保健医療局</u>に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 応援体制</p> <p>ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、<u>保健医療調整本部</u>に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。</p> <p>(略)</p> <p>2 保健所設置市における措置</p> <p><u>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</u></p> <p>ア <u>保健所設置市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>イ <u>浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。</u></p> <p><u>(2) 防疫措置</u></p> <p>ア <u>生活環境に対する措置</u></p> <p><u>保健所設置市は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。</u></p> <p><u>(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</u></p> <p><u>(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</u></p> <p><u>(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</u></p> <p>イ <u>患者等に対する措置</u></p> <p><u>(ア) 保健所設置市は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。</u></p> <p><u>(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、保健所設置市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。</u></p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
		<p>◆ 附属資料第10「感染症指定医療機関」</p> <p>(3) <u>予防教育及び広報活動</u> 保健所設置市は、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。</p> <p>(4) <u>臨時予防接種</u> 保健所設置市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。</p> <p>(5) <u>応援体制</u> ア 保健所設置市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。 イ 保健所設置市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。</p>	
166	<p>2 市町村における措置 (略)</p>	<p>3 市町村（保健所設置市を除く）における措置 (略)</p>	表記の整理
167	<p>3 食品衛生指導 県、<u>名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市</u>は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。</p>	<p>4 食品衛生指導 県<u>及び保健所設置市</u>は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。</p>	表記の整理
167	<p>4 栄養指導等 (略)</p>	<p>5 栄養指導等 (略)</p>	
167	<p>5 健康管理 (略)</p>	<p>6 健康管理 (略)</p>	
167	<p>6 健康支援と心のケア (略)</p>	<p>7 健康支援と心のケア (略)</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
168	7 避難所の生活衛生管理 (略)	8 避難所の生活衛生管理 (略)	
168	8 動物の保護 (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (略)	9 動物の保護 (1) 県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (略)	表記の整理
168	9 災害時健康危機管理の全体調整 (略) (2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。	10 災害時健康危機管理の全体調整 (略) (2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。	表記の整理
168	10 応援協力関係 (略) (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、 他県 へ、その他の防疫措置については自衛隊、 他県 へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。 (略) (9) 県は必要に応じて、 中核市 に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、 国及び他の都道府県 に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。 (略)	11 応援協力関係 (略) (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、 他都道府県 へ、その他の防疫措置については自衛隊、 他都道府県 へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。 (略) (9) 県は必要に応じて、 保健所設置市 に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、 国、他の都道府県及び救助実施市 に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。 <u>また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u> (略)	表記の整理
第8章 交通の確保・緊急輸送対策		第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
169	■ 基本方針 ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	■ 基本方針 ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急 通行 車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																								
170	<p>○（略）</p> <p>○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。</p> <p>（略）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 504 1068 1374"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 空港施設対策</td> <td rowspan="2">中部国際空港</td> <td>中部国際空港株式会社 （略）</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局中部空港事務所 （略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">愛知県名古屋飛行場</td> <td>県（名古屋空港事務所） 3(1) 施設の使用停止及び応急工事 3(2) 輸送機能の確保 3(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 4 航空交通の安全確保及び混乱の回避</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 道路施設対策</p>	区分	機関名	主な措置	（略）			第3節 空港施設対策	中部国際空港	中部国際空港株式会社 （略）	大阪航空局中部空港事務所 （略）		愛知県名古屋飛行場	県（名古屋空港事務所） 3(1) 施設の使用停止及び応急工事 3(2) 輸送機能の確保 3(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請	自衛隊 4 航空交通の安全確保及び混乱の回避	（略）			（略）			<p>○（略）</p> <p>○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行²車両の通行ルートを確保する。</p> <p>（略）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1140 504 1957 1374"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 空港施設対策</td> <td rowspan="2">中部国際空港</td> <td>中部国際空港株式会社 （略）</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局中部空港事務所 （略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">愛知県名古屋飛行場</td> <td>県（名古屋空港事務所） 3(1) 施設の使用停止及び応急工事 3(2) 輸送機能の確保 3(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請 <u>（飛行場復旧資材の調達や帰宅困難者の帰宅支援に限る）</u></td> </tr> <tr> <td>自衛隊 4 航空交通の安全確保及び混乱の回避</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 道路施設対策</p>	区分	機関名	主な措置	（略）			第3節 空港施設対策	中部国際空港	中部国際空港株式会社 （略）	大阪航空局中部空港事務所 （略）		愛知県名古屋飛行場	県（名古屋空港事務所） 3(1) 施設の使用停止及び応急工事 3(2) 輸送機能の確保 3(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請 <u>（飛行場復旧資材の調達や帰宅困難者の帰宅支援に限る）</u>	自衛隊 4 航空交通の安全確保及び混乱の回避	（略）			（略）			<p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置																																									
（略）																																											
第3節 空港施設対策	中部国際空港	中部国際空港株式会社 （略）																																									
		大阪航空局中部空港事務所 （略）																																									
	愛知県名古屋飛行場	県（名古屋空港事務所） 3(1) 施設の使用停止及び応急工事 3(2) 輸送機能の確保 3(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請																																									
		自衛隊 4 航空交通の安全確保及び混乱の回避																																									
（略）																																											
（略）																																											
区分	機関名	主な措置																																									
（略）																																											
第3節 空港施設対策	中部国際空港	中部国際空港株式会社 （略）																																									
		大阪航空局中部空港事務所 （略）																																									
	愛知県名古屋飛行場	県（名古屋空港事務所） 3(1) 施設の使用停止及び応急工事 3(2) 輸送機能の確保 3(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請 <u>（飛行場復旧資材の調達や帰宅困難者の帰宅支援に限る）</u>																																									
		自衛隊 4 航空交通の安全確保及び混乱の回避																																									
（略）																																											
（略）																																											
<p>第2節 道路施設対策</p>																																											

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
179	<p>(略)</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線<u>及び重要物流道路(代替路及び補完路を含む。)</u>について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p><u>オ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)</u>において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</p>	表記の整理
第3節 空港施設対策		第3節 空港施設対策	
180	<p>(略)</p> <p>(愛知県名古屋飛行場)</p> <p>3 県(名古屋空港事務所)における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路管理者への空港アクセス道路(緊急輸送道路)の機能確保要請</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(愛知県名古屋飛行場)</p> <p>3 県(名古屋空港事務所)における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路管理者への空港アクセス道路(緊急輸送道路)の機能確保要請 <u>(飛行場復旧資機材の調達や帰宅困難者の帰宅支援に限る。)</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
第4節 港湾・漁港施設対策		第4節 港湾・漁港施設対策	
180	<p>1 港湾・漁港管理者(県、市町村、名古屋港管理組合)における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 港湾・漁港管理者(県、市町村、名古屋港管理組合)における措置</p> <p>(略)</p>	表記の整理
181	<p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認め</p>	<p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認め</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	られる場合には、国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。 （略）	られる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。 （略）	
	第9章 浸水・津波対策	第9章 浸水・津波対策	
	第2節 津波対策	第2節 津波対策	
187	1 関係市町村における措置 （略） （2）避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回等 （略） ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。 （略）	1 関係市町村における措置 （略） （2）避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回等 （略） ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。 （略）	津波災害警戒区域の指定に伴う修正
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
190	1 市町村における措置 （1）避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 （略） （4）避難所の運営 （略） サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット	1 市町村における措置 （1）避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 （略） （4）避難所の運営 （略） サ ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避	対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
192	<p>登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「<u>1市町村における措置</u>」は<u>県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」</u> <u>(追加)</u></p>	<p>難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（<u>救助実施市を除く。</u>）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</u> ◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
193	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	<p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</u> ◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u> (略)</p>	
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
196	<p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」</u> <u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</u> ◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u></p>	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
198	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<u>（追加）</u>	◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」	
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	
199	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第13章 遺体の取扱い	第13章 遺体の取扱い	
	第1節 遺体の搜索	第1節 遺体の搜索	
203	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
204	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」</u> <u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</u> ◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u></p>	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬	
205	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (略) (2) 応援指示 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (略) (2) 応援指示 <u>「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、応援指示をする。</u> (略) ◆ <u>附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内市町村等）」</u> ◆ <u>附属資料第15「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理、対策の追加及び災</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																
	<p><u>施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 （略）</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p><u>救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 （略）</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u></p>	<p>害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>																																
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策																																	
206	<p>（略）</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="250 774 1048 1125"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力、関西電力、電源開発</td> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	（略）				中部電力、関西電力、電源開発	（略）			（略）				<p>（略）</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1140 774 1937 1125"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力、株式会社JERA、関西電力、電源開発</td> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	（略）				中部電力、 株式会社JERA 、関西電力、電源開発	（略）			（略）				<p>実施機関の追加</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
（略）																																			
中部電力、関西電力、電源開発	（略）																																		
（略）																																			
機関名	事前	被害発生中	事後																																
（略）																																			
中部電力、 株式会社JERA 、関西電力、電源開発	（略）																																		
（略）																																			
207	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 1201 1048 1431"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td>(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1140 1201 1937 1431"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力株式会社、株式会社JERA、関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、 株式会社JERA 、関西電力株式会社、電源開発株式会社	（略）	<p>実施機関の追加及び社名の変更</p>																				
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、 株式会社JERA 、関西電力株式会社、電源開発株式会社	（略）																																	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）			修正案（令和2年6月修正予定）			備考
	第2節 ガス施設対策 (略)	東邦瓦斯株式会社、 <u>中部瓦斯株式会社</u> 、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	(6) 広報活動の実施 (7) 広域運営による応援 1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3) 津波からの避難対策 1(4)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(5)・2(4) 応援の要請 1(6)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(7)・2(6) 広報活動の実施	第2節 ガス施設対策 (略)	東邦瓦斯株式会社、 <u>サーラエナジー株式会社</u> 、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	
	第1節 電力施設対策			第1節 電力施設対策			
207	中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (略)			中部電力株式会社、 <u>株式会社JERA</u> 、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (略)			実施機関の追加
	第2節 ガス施設対策			第2節 ガス施設対策			
209	1 東邦瓦斯株式会社、 <u>中部瓦斯株式会社</u> 、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置 (略) (4) 緊急対応措置の実施 <u>導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。</u> <u>また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。</u>			1 東邦瓦斯株式会社、 <u>サーラエナジー株式会社</u> 、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置 (略) (4) 緊急対応措置の実施 <u>ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。</u> <u>(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合</u> <u>(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整流器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合</u> <u>イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未滿を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</u> <u>(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス</u>			社名の変更及び対策の追加

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	(略)	<p style="text-align: center;"><u>工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合</u> <u>(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合</u></p>													
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策													
215	<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動 (略)</p> <table border="1" data-bbox="235 518 1086 981"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市町村</td> <td>《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設</td> <td>○一時入居の開始</td> </tr> <tr> <td>○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 《住宅の応急修理》 《障害物の除去》</td> <td>○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施の補助 ○障害物の除去</td> </tr> </table>	市町村	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設	○一時入居の開始	○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 《住宅の応急修理》 《障害物の除去》	○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施の補助 ○障害物の除去	<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1131 518 1982 1228"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救助実施市</td> <td>《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅用の調査 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設</td> <td>○一時入居の開始</td> </tr> <tr> <td>○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請・応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 《障害物の除去》</td> <td>○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借上げ ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施 ○障害物の除去</td> </tr> </table>	救助実施市	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅用の調査 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設	○一時入居の開始	○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請・応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 《障害物の除去》	○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借上げ ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施 ○障害物の除去	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正		
市町村	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設		○一時入居の開始												
	○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 《住宅の応急修理》 《障害物の除去》	○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施の補助 ○障害物の除去													
救助実施市	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅用の調査 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設	○一時入居の開始													
	○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請・応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 《障害物の除去》	○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借上げ ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施 ○障害物の除去													
216	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="246 1284 1064 1364"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節	県	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1131 1268 1960 1348"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節	県	(略)	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
区分	機関名	主な措置													
第4節	県	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第4節	県	(略)													

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）			修正案（令和2年6月修正予定）			備考
	応急仮設住宅の設置及び管理運営 第5節 住宅の応急修理	<u>(追加)</u> 市町村 県 <u>(追加)</u> 市町村	<u>(追加)</u> (略) (略) <u>(追加)</u> (略)	応急仮設住宅の設置及び管理運営 第5節 住宅の応急修理	救助実施市 市町村 <u>(救助実施市を除く)</u> 県 <u>救助実施市</u> 市町村 <u>(救助実施市を除く)</u>	<u>(1) 応援協力の要請</u> <u>(2) 建設用地の確保</u> <u>(3) 応急仮設住宅の建設</u> <u>(4) 賃貸住宅の借上げ</u> <u>(5) 被災者の入居及び管理運営</u> (略) (略) <u>1(1) 応急修理の実施</u> <u>1(2) 応援協力の要請</u> <u>2 応急修理に関する事務</u> (略)	
	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営			第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営			
218	1 県（建築局）及び市町村における措置 県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。 応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 (1) 応援協力の要請 市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。 県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支	1 県（建築局）、<u>救助実施市</u>及び市町村 <u>(救助実施市を除く)</u>における措置 県及び <u>救助実施市</u> は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。 応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 (1) 応援協力の要請 市町村 <u>(救助実施市を除く)</u> は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。 県及び <u>救助実施市</u> は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。 <u>(救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。</u> (略) ◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県本部・愛知共	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正				

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u> なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 供与の期間</p>	<p>同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 県及び<u>救助実施市</u>は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。<u>(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて、<u>知事の事務の一部を行うこととされた市町村(救助実施市を除く。)</u>の長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県及び<u>救助実施市</u>は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う<u>(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。</u></p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>救助実施市にあっては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村(救助実施市を除く。)</u>にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。 なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>救助実施市にあっては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村(救助実施市を除く。)</u>にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 供与の期間</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</p> <p>2 災害救助法の適用等</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（<u>救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。</u>）。</p> <p>2 災害救助法の適用等</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第5節 住宅の応急修理</p>	<p>第5節 住宅の応急修理</p>	
219	<p>1 県（建築局）における措置</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア <u>修理の対象住家</u></p> <p><u>住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>給付対象者の範囲</u></p> <p><u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p>	<p>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</p> <p>県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（<u>救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。</u>）。</p> <p>応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア <u>応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p><u>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>内閣府告示に合わせた修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
220	<p>(2) 応援協力の要請 県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p>(2) 応援協力の要請 県<u>及び救助実施市</u>は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。<u>（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県<u>及び救助実施市</u>が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（<u>救助実施市を除く。</u>）が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」<u>ほか</u></p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
<p>第6節 障害物の除去</p>			
221	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（<u>救助実施市を除く。</u>）が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」<u>ほか</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
<p>第16章 学校における対策</p>			
<p>第4節 教科書・学用品等の給与</p>			
225	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p>	<p>表記の整理及び</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>災害救助法が適用された場合、<u>「2市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 （略）</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 （略）</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u></p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
238	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。 (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。 <u>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</u> (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	協定締結に伴う修正
238	2 市町村における措置 (1) 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	2 市町村における措置 (1) 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	<p><u>定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																								
	第5編 東海地震に関する事前対策	第5編 東海地震に関する事前対策																									
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配																									
255	(略) ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の配 備</td> <td>(略) 中部電力株式 会社 <u>(追加)</u></td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の配 備	(略) 中部電力株式 会社 <u>(追加)</u>	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保		(略)		(略) ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の配 備</td> <td>(略) 中部電力株式 会社、<u>株式会社</u> <u>J E R A</u></td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の配 備	(略) 中部電力株式 会社、 <u>株式会社</u> <u>J E R A</u>	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保		(略)		実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の配 備	(略) 中部電力株式 会社 <u>(追加)</u>	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保																									
	(略)																										
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の配 備	(略) 中部電力株式 会社、 <u>株式会社</u> <u>J E R A</u>	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保																									
	(略)																										
	第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備																									
258	(略) 5 中部電力株式会社における措置 中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に 地震警戒 体制を発令し、 地震災害警戒 本部を設置して、次の措置を講ずる。 (略)	(略) 5 中部電力株式会社、株式会社J E R Aにおける措置 中部電力株式会社、 <u>株式会社J E R A</u> は、東海地震注意情報、 <u>又は警戒宣言</u> が発表された場合、社内に 非常 体制を発令し、 非常災害対策 本部を設置して、次の措置を講ずる。 (略)	実施機関の追加及び表記の整理																								
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策																									
260	(略) ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9節 飲料水、電 気、ガス、通 信及び放送 関係</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第9節 飲料水、電 気、ガス、通 信及び放送 関係	(略)	(略)		(略)	(略)	(略) ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9節 飲料水、電 気、ガス、通 信及び放送 関係</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第9節 飲料水、電 気、ガス、通 信及び放送 関係	(略)	(略)		(略)	(略)	実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第9節 飲料水、電 気、ガス、通 信及び放送 関係	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第9節 飲料水、電 気、ガス、通 信及び放送 関係	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									

地震・津波災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 196 427 276">中部電力株式会社 <u>（追加）</u></td> <td data-bbox="427 196 692 276">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 276 427 323">（略）</td> <td data-bbox="427 276 692 323">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="248 323 692 379">（略）</td> </tr> </table>	中部電力株式会社 <u>（追加）</u>	（略）	（略）	（略）	（略）		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 196 1314 276">中部電力株式会社、 <u>株式会社JERA</u></td> <td data-bbox="1314 196 1579 276">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 276 1314 323">（略）</td> <td data-bbox="1314 276 1579 323">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1135 323 1579 379">（略）</td> </tr> </table>	中部電力株式会社、 <u>株式会社JERA</u>	（略）	（略）	（略）	（略）		
中部電力株式会社 <u>（追加）</u>	（略）														
（略）	（略）														
（略）															
中部電力株式会社、 <u>株式会社JERA</u>	（略）														
（略）	（略）														
（略）															
	第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係													
279	<p>（略）</p> <p>3 中部電力株式会社における措置</p> <p>中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>3 中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>における措置</p> <p>中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>（略）</p>	実施機関の追加												

第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南

海トラフ地震、以下同じ。) に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県(防災安全局、関係局)及び市町村は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続(事前避難)等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考:第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市町村は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。

県(防災安全局、関係局)及び市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要がある。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。)

5 消防機関等の活動

(1) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市町村が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

- イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

ウ 空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるものとする。また、後発地震の発生に備え

て応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

- ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。
- イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県（関係局）が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

② 県立学校にあっては、次に掲げる事項

(ア) 児童・生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市町村推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

1.1 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市町村が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市町村は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における

備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合

	巨大地震注意	<p>○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
	調査終了	<p>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

